

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【200】
2. 日時：令和2年5月28日 10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、津金主任安全審査官、宇田川安全審査官※、
服部安全審査専門職、堀野技術参与、山浦技術参与※、

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他8名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、強度に関する説明書について、令和2年3月26日、5月14日、5月21日及び5月22日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの強度計算書】

- 「表5-1 一次応力強さ」について、応力評価点P03-P04の許容値は溶接部を考慮した値であることを説明すること。また、応力分類は「表2-1 応力の分類及び許容値」と整合させて説明すること。

【ボルトの評価断面について】

- 許容応力について、フランジ部のボルトは材料物性から求め、基礎ボルト等の支持構造物で考慮している低減率を考慮しないことを明確にして説明すること。また、基礎ボルト等の支持構造物としてのボルト及びフランジ部のボルトの許容応力について、発生応力算出法と許容応力で考慮する低減率との関係がわかるよう、それぞれ整理して説明すること。

【空気だめの強度計算書】

- だ円形のマンホール管台の必要厚さの計算に円形を想定している設計・建設規格の計算式を適用する考え方について、保守的な評価となることを説明すること。また、座屈に対する評価について説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし